

条例第49号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合定数条例の一部を改正する条例
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合定数条例（平成26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1項を次のように改める。

職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者の補助機関たる職員は、584人とする。
- (2) 監査委員の事務を補助する職員は3人とし、そのうち書記を1人とする。
- (3) 公平委員会の事務を補助する職員は3人とする。
- (4) 組合議会の事務を補助する職員は5人とし、そのうち書記長を1人、書記を1人とする。

第2条に次の1項を加える。

- 3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定により職員の融通を行う場合においては、第1項第2号から第4号までに掲げる職員の定数を加えたものをもって同項第1号に掲げる職員の定数とすることができる。

第3条中「前条第1項」を「前条第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。